

## 障害者（児）施設・事業者の業務管理体制の整備の届出に関する要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に定めるもののほか、障害者（児）施設・事業者の業務管理体制の整備の届出に関して必要な事項を定めるものとする。

### （業務管理体制の届出）

第2条 障害者自立支援法第51条の2第2項及び第51条の31第2項の規定による届出は、それぞれ障害者自立支援法施行規則第24条の28第1項又は第24条の62第1項に掲げる事項について第1号様式による届出書によってしなければならない。

2 児童福祉法第21条の5の25第2項、第24条の19の2及び第24条の38第2項の規定による届出は、それぞれ児童福祉法施行規則第18条の38第1項、第25条の23の2第1項又は第25条の26の9第1項に掲げる事項について第2号様式による届出書によってしなければならない。

### （届出事項の変更の届出）

第3条 障害者自立支援法第51条の2第3項及び第51条の31第3項の規定による届出事項の変更の届出は、それぞれ障害者自立支援法施行規則第34条の28第2項又は第34条の62第2項に掲げる事項について第3号様式による届出書によってしなければならない。

2 児童福祉法第21条の5の25第3項、第24条の19の2及び第24条の38第3項の規定による届出事項の変更の届出は、それぞれ児童福祉法施行規則第18条の38第2項、第25条の23の2第2項又は第25条の26の9第2項に掲げる事項について第4号様式による届出書によってしなければならない。

### （区分の変更の届出）

第4条 障害者自立支援法第51条の2第4項及び第51条の31第4項の規定による区分の変更の届出は、それぞれ障害者自立支援法施行規則第34条の28第3項又は第34条の62第3項に掲げる事項について第1号様式による届出書によってしなければならない。

2 児童福祉法第21条の5の25第4項、第24条の19の2及び第24条の38第4項の規定による区分の変更の届出は、それぞれ児童福祉法施行規則第18条の38第3項、第25条の23の2第3項又は第25条の26の9第3項に掲げる事項について第2号様式による届出書によってしなければならない。

### （関係機関への情報提供）

第5条 沖縄県福祉保健部長は、第2条から前条までの規定による届出に関し、国及び市町村に対して、情報を提供することができる。

(実施細目)

第6条 この要綱に定めるもののほか、障害者（児）施設・事業者の業務管理体制の整備の届出に関して必要な事項は、沖縄県福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。